太平洋問題調査会の軌跡

――その設立経緯、目的、組織を中心としてー

問題の所在

IPRと略す)に対する基本的関心は、第一次世界大戦後の自由主義、IPRと略す)に対する基本的関心は、第一次世界大戦後の自由主義、国際主義、平和主義、デモクラシー(民意の尊重)といった風潮の高揚、国際主義、平和主義、デモクラシー(民意の尊重)といった風潮の高揚、国際主義、平和主義、デモクラシー(民意の尊重)といった風潮の高揚、国際主義、平和主義、デモクラシー(民意の尊重)といった風潮の高揚、国際主義、平和主義、デモクラシー(民意の尊重)といった風潮の高揚、国際主義、平和主義、デモクラシー(民意の尊重)といった風潮の高揚、国際主義、平和主義、デールが、

本稿では、筆者のそうした関心の一環として、IPRのそもそもの発 その可能性と限界性などについても考察することを意図している。 Rを一つの事例として国際社会における民間外交の意義や役割、そして また、IPRが民間の調査研究団体であったことから、最後に、IP その存在意義や果した役割などを考察することを目的としている。 その存在意義や果した役割などを考察することを目的としている。 その存在意義や果した役割などを考察することを目的としている。 その可能性と限界性などについても考察することを意図している。 本稿では、筆者のそうした関心の一環として、IPRのそもそもの発 をの可能性と限界性などについても考察することを意図している。

目的としている。いかなる察し、IPRの基本像を把握することをいかなるものであったのかを考察し、IPRの基本像を把握することを端から恒常的な一機関として誕生するまでの経緯、その目的や組織とは

片

桐

庸

夫

二章 IPR設立の発端

第

1、 発端

と支持を得ることが、本計画を成功に導く上で不可欠と考えられた。そに討議された。その際、YMCA総主事モット(John R. Mott)の理解任主事会議(Y·M.C.A. Employed Officers' Conference)において真剣月にウイスコンシン州レイク・ジェニーヴァで開催されたYMCAの専アメリカYMCA事務局の指示に基づく会議の計画は、一九二一年六

伝えている。

WMCAからモットに対して会議の計画案などを含む資料がの結果、各YMCAからモットに対して会議の計画案などを含む資料がの結果、各YMCAからモットに対して会議の計画案などを含む資料がの結果、各YMCAからモットに対して会議の計画案などを含む資料がの結果、各YMCAからモットに対して会議の計画案などを含む資料がの結果、各YMCAからモットに対して会議の計画案などを含む資料がの結果、各YMCAからモットに対して会議の計画案などを含む資料がの結果、各YMCAからモットに対して会議の計画案などを含む資料がの結果、各YMCAからモットに対して会議の計画案などを含む資料がの結果、各YMCAからモットに対して会議の計画案などを含む資料がの結果、各YMCAからモットに対して会議の計画案などを含む資料がの結果、各YMCAからモットに対して会議の計画案などを含む資料がの結果、各YMCAからモットに対して会議の計画案などを含む資料がの結果、各YMCAからモットに対して会議の計画案などを含む資料がの結果、各YMCAからモットに対して会議の計画を検討したい」旨を

これを受けて、一九二一年一二月九日、当時ホノルルYMCAの会長であったホール(William G. Hall)は、アサートン夫妻、ビショップ博物であったホール(W. F. Frear)、ウェークフィールド(James Wakefield)の六名を招き、汎太平洋YMCA会議(Pan - Pacific Y.M.C.A. Conference)を招集するための計画を立案する準備委員会委員を務めるよう要請した。

持する旨を明らかにされた。 その際に彼から右のような目的の汎太平洋YMCA会議招集を心から支受の際に彼から右のような目的の汎太平洋YMCA会議招集を心から支翌一九二二年三月、ホノルルの準備委員会一行はモットと会談したが、

この段階にいたって、はじめて汎太平洋YMCA会議の計画を海外にて、数カ国のYMCA指導者が会議開催を支持する旨を約束したことにて、数カ国のYMCA指導者が会議開催を支持する旨を約束したことにて、数カ国のYMCA指導者が会議開催を支持する旨を約束したことにて、数カ国のYMCA指導者が会議開催を支持する旨を約束したことにて、数カ国のYMCA指導者が会議開催を支持する旨を約束したことにて、数カ国のYMCA指導者が会議開催を支持する旨を約束したことにて、数カ国のYMCA指導者が会議開催を支持する旨を約束したことにて、数カ国のYMCA指導者が会議開催を支持する旨を約束したことにて、数カ国のYMCA指導者が会議開催を支持する旨を約束したことにて、数カ国のYMCA指導者が会議開催を支持する旨を約束したことにて、数カ国のYMCA指導者が会議開催を支持する旨を約束したことにて、数カ国のYMCA指導者が会議開催を支持する旨を約束したことになる。

初期計画の目的

2

進めるための委員会委員を任命する権限を与えられた。 ことができたのである。 育者などのホノルルを代表する有識者三五名が一同に会し、汎太平洋Y 際に招集するかどうかの決定、および招集の決定をみた場合には、 価を与えられたことによって、 ついて投票に図った結果、 MCA会議を実際に招集するかどうかの検討を行った。そして、これに (Robbins B. かに計画を具体化する必要に迫られることになったのである。 |九二二年一二月、ア サ ー ト ンとホノルルYMCAのア ン ダ ー ソン 汎太平洋YMCA会議の計画が海外のYMCA指導者からも好意的評 Anderson)の提唱によって、実業家、学者、宗教家、教 同時に、アサートンとアンダーソンは、 全員の賛成が得られ、会議招集の決定をみる ホノルルの準備委員会は、この会議を実 かくて、 計画

この時に提出された計画中の会議の目的は、次の五点である。(~)

て意見の交換を行うこと。それらに関する効果的方法についの責務について討議を行うこと。それらに関する効果的方法についいて討議を行うこと。これらの諸国の進歩に対するYMCAの活動いて討議を行うこと。これらの諸国の進歩に対する発展との関係につ

世界計画の強化を図ること。同計画が太平洋地域に該当する場合に、世界の実情についての知識をふやし、それを通じて、YMCAの

、ここの国のアイン人もかことは、とりわけ強化に努めること。

と。 一、すべての国のYMCA活動における平信徒の指導力を強化するこ

々の間の友誼のきずなを強化すること。一、会議代表団員の個人的面識や交友関係を通して、太平洋地域の人

と。一、太平洋に臨接する諸国の人々のキリスト教への信仰心を強めるこ

のであったということができる。

MCA会議は、あくまでもYMCAの活動の一環として企画されたもので、当時太平洋地域が直面していた現実的側面にあまり目を向けたもので、当時太平洋地域が直面していた現実的側面にあまり目を向けたものは上の五点の目的からも明らかのように、当初計画された汎太平洋Y

アサートンの決意

MCA指導者と来たるべき会議についての意見を交した。また、関係者MCA指導者と来たるべき会議についての意見を交した。また、関係者との書簡のやり取りも重ねた。その間に、彼は、汎太平洋YMCA会議との書簡のやり取りも重ねた。その間に、彼は、汎太平洋YMCA会議ないと次第に認識するようになり、太平洋の諸問題を幅広く扱えるような会議を再考するために一九二五年まで会議の開催を延期すべきではないと次第に認識するようになった。

がこの方針に沿って考え、また計画を進めていた段階で、東西間の異文に賛助してくれることが望ましいと考えられていたこと。アサートンら互理解と調和のとれた関係をもたらす事業に諸国の青年がもっと実際的が良いとの案が持上がっていたこと。太平洋地域の人々の間に一層の相計画するために、YMCAの幹事を含む関係者の国際会議を開催する方諸国の働く青年達の間から、数年来、さらに有益で大きな規模の事業を諸国の働く青年達の間から、数年来、さらに有益で大きな規模の事業を活国の働く青年達の間から、数年来、さらに有益で大きな規模の事業を活国の働く青年達の間から、数年来、さらに有益で大きな規模の事業を活動していた。

盟の治外法権区域」と評されたように、国際連盟の手もなかなか届かず、と排外主義的民族主義が強まっていた。だが、太平洋地域には「国際連 国に向けられた不平等条約(治外法権撤廃、関税自主権回復)撤廃要求 これに加えて、中国においても、国民党革命の気運の高揚の中で西欧諸 その他カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどにおいても有色 史上大西洋時代に代って太平洋時代が到来するものとかなり広く信じら ようになったことである。換言すれば、当時は文明論的観点から、世界 刻化したために、有識者の間に東西間の相互理解の必要性が認識される 化、異人種間の接触の増大、そして互い同士の無知から生ずる軋轢が などである。(ロク)価値ある多くの効果をおさめることができると感ずるようになったこと んと努め、将来に対して建設的計画を作り上げることができるならば、 毎日円卓に相会して事実と実際の事情を腹蔵なく述べ合い、 接する諸国の代表的な私的資格の男子、婦人の出席を求め、二週間程度 ートンが思想界の真摯な指導者の多くと会見した結果、もし太平洋に臨 た関係を創出しなければならないと考えたこと。これらに加えて、アサ たこと。従って、太平洋地域の人々の間の相互理解を深め、調和のとれ 国内政策や国家間の交渉、接触に多くの重大な問題のあることに気付い 必要以上に猜疑心を喚起し、問題を深刻化させていたことから、各国の かといって、それに代るべき有効な機関も存在しなかった。その結果、 人種の移民を禁ずる措置に対してアジア諸国からの批判が高まっていた。 れていたにもかかわらず、一九二四年のアメリカにおける排 日 移 民 法 (ジョンソン法)の制定に象徴される移民排斥問題で日米関係は緊張し、 相互に学ば

於ける人種間敵対猜疑の感情は比較的最近に発生したものであるが故に面にある様な数代に亘る嫌悪敵意の遺産は無いのである。太平洋方面にるにいたったのである。この決意の背景には、「吾々には彼の大西洋方の国々の代表的男子と婦人を集合し、一つの会議を開催しようと決意すの野々の代表にいう狭い考え方を棄て、その代りに太平洋地域の若干のアサートンは、こうした理由に基づいて、当初計画された宗教的目的アサートンは、こうした理由に基づいて、当初計画された宗教的目的

あったといえよう。の諸問題に比較し、太平洋の諸問題に対する楽観的姿勢がアサートンに一層好都合であると思う。」という 言葉に 示されるように、ヨーロッパ共に集り、腹蔵なく事態に直面し、将来に対する吾等の態度を定めるに共に集り、腹蔵なく事態に直面し、将来に対する吾等の態度を定めるに

広い会議のそれへと性格を変更されることになる。この件についての検色彩のYMCA会議の構想は、その後次第に宗教的枠を越え、さらに幅つの決意を行ったことによって、最初に意図された純粋にキリスト教的太平洋地域がかかえる問題の深刻さを主要な要因に、アサートンが一4、ポルトシャッハ第二回YMCA勤労青年世界会議

Boys) 以後、間を置いてからのことである。

Boys) 以後、間を置いてからのことである。

Boys) 以後、間を置いてからのことである。

関して次の決議が行われた。 Loomis)により汎太平洋会議の計画が示され、同会議の焦点を増大させることが原則的に承認された点が注目される。そして、汎太平洋会議にるこの世界会議においては、ハワイから参加したルーミス(Charles F.

ること。問題に対してキリスト教的解決策を緊急に打ち出す必要性を認識す問題に対してキリスト教的解決策を緊急に打ち出す必要性を認識すること。太平洋地域の火急の肉体的鍛練の大いなる必要性を認識すること。太平洋に臨接する諸国の青少年に対する道徳的、宗教的、知的、一、太平洋に臨接する諸国の青少年に対する道徳的、宗教的、知的、

とから、ハワイが平信徒と専任主事による太平洋YMCA会議開催こと、そしてハワイが人種間の理解と善意の発展に貢献してきたこ年にわたって太平洋地域の人々の利益共同体の形成を促進してきた一、ハワイが太平洋の中心という地理的位置にあること、ハワイが長

に最適な場所と信ずること。

MCAの仕事への刺激が与えられると信ずること。 の理解を深める機会が生まれること。太平洋地域の諸国におけるY提供すること。この会議の結果、教会指導者の集団間の友情と一層提供すること。この会議の結果、教会指導者の側の経験交換の機会を提供し、ホノルルにおいて一九二五年二月にそらした会議を開催すること

決定されるべき課題

すること。
──一九二五年にハワイのホノルルにおけるYMCA会議開催を承認

国際会議委員会の権限は、大平洋地域の諸国の各国内委員会が国際会議を準備することを目的とした委員会を発足させるべく、三名際会議を準備することを目的とした委員会を発足させるべく、三名にワイのYMCAに対し、太平洋地域の諸国の各国内委員会が国

A、会議の招請

B、会議の計画の枠組作り

を確実にするために必要な宣伝を開始すること。および有力なキリスト教の平信徒と専任主事からなる代表団の派遣(ニ ハワイのYMCAに会議の計画作成に必要な予備作業を行うこと、

5、会議の性格変化

以下パーマー(A.W. Palmer)、原田助、李紹昌、ドール(James D.(R.H. Trent)を財務、ディーン(A.L. Dean)をプログラム委員長、ルのYMCAは、アサートンを議長、アンダーソンを副議長、トレントポルトシャッハにおける会議についてルーミスの報告を受けたホノル

準備委員会が計画中の会議の性格その他の検討を行っていた最中の一Dole)を委員とする準備委員会を組織した。

九二三年一二月七日、アサートンとルーミスは、日本、アメリカ、中国、

べている。CA会議についてのそれまでの簡単な経緯を説明した後、次のように述CA会議についてのそれまでの簡単な経緯を説明した後、次のように述MCAに対し協力依頼の書簡を送っている。それは、まず汎太平洋YM朝鮮、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンの各Y

われる。 り、一つの提案にすぎないことをご理解いただきたい。われわれは、 討議されると予想される議案をたてた。これは、あくまでも試案であ イの準備委員会は、提案された会議に関する暫定的な声明を準備し、 れらの解決に貢献する実際的かつ建設的提言を行うことにある。 人々のかかえる諸問題の中の幾つかの問題点について検討を加え、そ から望んでいる。会議の目的は、キリスト教の観点から太平洋地域の に、この会議を一つの建設的勢力として育てることに協力するよう心 われわれに加わり、太平洋地域の諸国におけるキリスト教発展のため 判や提案を望んでいる。」 と考える議案、今後の会議の持って行き方に対するあなた方の見解や あなた方の国の人々にとって有する価値、あなた方が討議されるべき べき成果などについて、あなた方の考えをうかがいたい。その会議が 証しないならば、 最も良いと思われる方法などについてあなた方の率直な意見表明を保 「……われわれは、貴委員会が会議開催を承認するだけでなく、 そうした会議の目的、提出されるべきプログラム、達成される それ故、われわれは、あなた方からの最大限に自由濶達な批 会議は最大限の価値を引き出すことができないと思 ハワ

る実際的かつ建設的提言を行うことにある」と述べている点である。つち国YMCA代表と個別にホノルルへの委員派遣を要請し、結びとしている。を表明し、そのためのホノルルへの委員派遣を要請し、結びとしている。本書簡の中で注目すべきことは、汎太平洋YMCA会議の目的として本書簡の中で注目すべきことは、汎太平洋YMCA会議の目的として本書簡の中の幾つかの問題点について検討を加え、それらの解決に貢献する実際的かつ建設的提言を行うことにある」と述べている点体委員会の前に「お」に続けて、アサートンとルーミスは、一九二四年九月にニューョ以上に続けて、アサートンとルーミスは、一九二四年九月にニューョ以上に続けて、アサートンとルーミスは、一九二四年九月にニューョ

もかかわらず、 らの討議が行われ、それには、単にYMCAの関係者だけでなく、ハワ アサートンを中心としてホノルルに準備委員会が組織されてから後、一 かかえる諸問題」という世俗的目的へと変化を示し始めた点である。 目的の比重の置かれ方が、次第に宗教的目的から「太平洋地域の人々の に、たとえ「キリスト教の観点から」という但書付きとはいえ、 直接かかわる問題に限られていた。だが、右の書簡中の目的にあるよう がこの計画を進める上での母体であったことから、アサートンの決意に まり、ポルトシャッハでの会議の後、 教的枠に比較的こだわることなく太平洋地域が現にかかえる問題に目を 有識者の参加していたことが大きい。そのために、キリスト教という宗(エタ) イの学者、実業家、 連の会合が開かれ、会議の在り方、プログラムなどについて様々な面 は、既にみた太平洋地域の情勢とアサートンの考え方の変化に加えて、 期のYMCAのキリスト教的目的に限定された幅の狭い観点や目的を修 とにもなった。その意味で、準備委員会を構成したハワイの有識者が初 参加者に大きな刺激となり、彼らの会議に対する考え方の幅を広げるこ 向けることができたといえよう。同時に、討議の過程で討議それ自体が 正することに果した役割には大きいものがある。 汎太平洋YMCA会議が世俗的目的へと比重を移し始めた要因として 関心の焦点は、専らキリスト教やYMCAとその事業に 教育者、文化人といった幅広い分野の国際主義的な しばらくの間は、YMCAの組

と意見の交換を行い、刺激を与えたことも見過すことはできない。CAに意見を求めていたが、各国のYMCAもそれに応じて準備委員会に、一九二三年一二月七日付書簡でアサートンとルーミスが各国のYM彼らの考えをホノルルの準備委員会に伝えたこと、そして既にみたよう委員会委員も会議の討議範囲やプログラムなどの検討に積極的に参加し、委員会委員を会議の討議範囲やプログラムなどの検討に積極的に参加し、以上の要因に加えて、アメリカ本土をはじめその他の関係諸国の全体以上の要因に加えて、アメリカ本土をはじめその他の関係諸国の全体

) Institute of Pacific Relations: Honolulu Session, Jume 30-July 5, 1925 (Honolulu, 1925), p.7 (hereafter cited as Honolulu Session).

2

- (3) *Ibid*. (4) *Ibid*., p. 8.
- (5) *Ibid*.(6) *Ibid*.
- (7) *Ibid*.
- (②) Frank C. Atherton, "Welcome Address to the Institute of Pacific Relations", Addresses and Papers on Institute of Pacific Relations, 1st Conference, Honolulu 1925, (Honolulu, 1925), (hereafter cited as Institute of Pacific Relations) vol. 1, p. 5 参照。エフ・シー・アサトン「『太平洋問題調査会』の目的」(沢柳政太郎編『太平洋の諸問題』太平洋問題調査会、一九二六年、六六頁)参照。
- 書、六五一六六頁参照。 書、六五一六六頁参照。
- 1) Ibib., p. 5 参照。同右書、六六頁参照。
- 12) 同右書、六五頁。
- (4) Honolulu Session, p. 9.
-) Ibid., pp. 10-11.
- 〔16〕 実際にはニューヨークでなく、アトランティック・シティで開催された。
- Hooper, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Hooper, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Hooper, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and And Hooper, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Hooper, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Hooper, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Proper, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Hooper, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Propers," "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Propers," "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Propers," "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism" in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Propers," "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism" in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism" in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism" in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism" in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism" in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism" in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism" in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism" in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism" in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of Internationalism" in Hawaii between 1900 and Propers, "A History of

1940" (Ph. D. dissertation, University of Hawaii, 1972) を参照のこと。

二章 IPRの誕生

1、アトランティック・シティにおける予備相談会

中洋の諸問題という世俗的それへと移ったことを明確にみることができて、提案された会議は太平洋諸国民の問題を取扱うこと、太平洋諸国民は、提案された会議は太平洋諸国民の問題を取扱うこと、太平洋諸国民は、提案された会議は太平洋諸国民の問題を取扱うこと、太平洋諸国民は、提案された会議は太平洋諸国民の問題を取扱うこと、太平洋諸国民は、提案された会議は太平洋諸国民の問題を取扱うこと、太平洋諸国民は、提案された会議は太平洋諸国民の問題を取扱うこと、太平洋諸国民は、提案された会議は太平洋諸国民の声明を準備した。この声明において、任にアトランティック・シティにおける予備相談会

オーストラリア ホームズ(Harry N. Holmes)れた。参加者は、次の通りである。れた。参加者は、次の通りである。

アトランティック・シティにおける予備相談会は、太平洋地域のYM

中国 リー (John Y. Lee)、ユイ (David Yui) カナダ バランタイン (Harry Ballantyne)

日本 斉藤惣一、フェルプス(G.S. Phelps)

朝鮮 ブロックマン (F.M. Brockman)

フィリピン ターナー(E.S. Turner)、ヤンコ(Hon. T.R. Yangco) アメリカ ブロックマン (Fletcher S. Brockman)、ロス (G.A. Johnston Ross)、スピアース (James M. Speers)、モット夫妻、ユーリス(Jay A. Urice)、フィッシャー(Galen Fisher)、カーター

(E.C. Carter)、ジェンキンス (E.C. Jenkins)、カルホーン (C.K. Calhoun)、ハーヴェイ (C. W. Harvey)、ハーシェルブ (C. A. Herschleb)、マンチェスター (Herbert Manchester)

本会議は、ホノルルの準備委員会の案に沿った形で進められた。予定かることを宣言し、次の結論をまとめて閉会した。そして、討議されるべき問題の背景を深く研究したペーパーを土した。そして、討議されるべき問題の背景を深く研究したペーパーを土実業家等を含め、議題の種類や範囲なども著しく拡大させることを決定実業家等を含め、議題の種類や範囲なども著しく拡大させることを決定実業家等を含め、議題の種類や範囲なども著しく拡大させることを決定ます。

くこと。
きな調和に基づけられた明晰な思考に刺激を与えることに焦点を置一、会議の目的は、教育的であるべきこと。より十分な事実とより大

リスト教徒である必要はないが、太平洋の諸問題の解決に対するキは行動がとられねばならないような太平洋の諸問題の中から選択され、たてられるべきこと。
と、参加者は、世論を形成するだけの影響力を持った人々からなる小規模のよりすぐれたグループであるべきこと。各国の参加者からなれ、たてられるべきこと。

よって準備され、その後、印刷の上配布された声明は、会議の基本五、会議の研究や討議等の範囲や計画に関して、ハワイのグループに

るだけの会議の議題についての諸計画作りを進める権限を委任され委員数をふやすこと、および全体委員会での承認を十分に受けられ(Akaiko Akana)、アンダーソン(R.B. Anderson)、ウエーヴァー(Akaiko Akana)、アンダーソン(R.B. Anderson)、ウエーヴァー(Galen Weaver)、アダムス(Romanzo Adams)といったホノルの準備委員会で構成される。アサートンは、中央執行委員会と、ルの準備委員会で構成される。アサートンは、中央執行委員会は、当委員会とし、ア サートン、ディーン、特別を示すものとして正式に承認され、採用された。

囲、組織、方法(円卓会議、フォーラム、講演など)、参加会員などに っていた。 面に亘り、諸国人相協力して、太平洋の諸問題を攻究する」との案とな ついて簡単な説明を行うと同時に、 と名付け、会議開催の理由、目的、歴史的背景、現況、会議の精神、節 題に関する会議」(Conference on Problems of the Pacific People) すものとして配布された。それは、予定の会議を「太平洋諸民族の諸問 の全体委員会で承認され、新たにホノルルに設置された中央執行委員会 から太平洋に臨接する諸国の各YMCAあてに計画中の会議の概容を示 めて、予定される会議の基本像が浮彫りにされたということができる。 従って、この予備相談会の結果、 第五項において触れられた「声明」は、アトランティック・シティで 目的、 「宗教、教育、経済、政治等の各方 性格、 組織のあり方などを含

れている。ととなった。その回章には、会議開催の趣旨が次のように述べら送ることとなった。その回章には、会議開催の趣旨が次のように述べら会議」に参加し、協働することを勧める回章を太平洋地域のYMCAに合いて、中央執行委員会は、「太平洋諸民族の諸問題に関する

海底電信と無線電信との発達が大洋沿岸の諸国民をして殆ど居ながらて此の状態は一変し、太平洋は却て交通貿易上の大通路となり、殊に『太平洋は近年迄諸国民間の交通の障碍であったが、最 近 に至っ

好影響を及ぼすべきであって、 増進と根本的なる協調の実現を企図すべく、かかる誠実にして建設的 らず、されば須らく、先づ諸国の一般民衆相互の間に十分なる了解の 跳梁の為めに圧倒せらるる』有様なるを憂ひ、此の如き時代の必要に すべき時代』にある事を述べ、然るにも係らず、翻て実状 を 外国人とに対して我等の蒙を啓き、目を明にし、我等の観念を立て直 状態に処するに至りたるものである。 なる民間の国際的努力に依り、 応ずるが為めに、心ある者は事態を自然の漂流に放任して傍観すべか に即座の通信を交はし得るに至らしめた……我等は此の如き新しき 会議の根本精神である」 『我等は他国人他人種に対し、 人種的反感は却て漸く頭を抬げ、 其の短所を指弾論難するにのみ急にし 遂には各国の政策、施政に迄実際上の 之等を目標として進むが此の度の国際 寛容融和の態度は却て利己心の 故に、我等は皆各々所謂外国と 省るに

2 エ ール・クラブにおける予備相談会

たった。(印)(印)国際的相談と研究に専念する民間の独立的組織以外にないとの結論にい国際的相談と研究に専念する民間の独立的組織以外にないとの結論にい は異文明間の接触や異人種間の交渉に基づく太平洋地域の問題をめぐる ルルYMCAのルーミスの助言を受け、太平洋が真に必要としているの ing Committee) に参加していたデイヴィス (J. Merle Davis) とホノ 備委員会の案が承認されたにもかかわらず、アサートンは、この相談会 結果に今一つ不十分なものを感じていた。彼は、計画委員会(Plann·(タ) トランティック・シティでの予備相談会において大旨ホノルルの準

H. Finley)、YMCA総主事モット、 べ、一 (Ray L. rris)の発意によって、アメリカ本土の予備相談会がニューヨークのエ に訪れることになった。この日、 ール・クラブにおいて開かれた。それは、 アサートンのこうした考えを披瀝する機会は、一九二五年二月二二日 Wilbur)′ ニューヨーク・タイムズのフィンレイ (John 前駐日大使モーリス(Ronald S. 著作家兼評論家ラウエル(Chester スタンフォード大学総長ウイ Mo-

۴

を得ることに成功した。 H. Rowell)、博愛事業家スピーアス(J.M. Speers)、ユニオン・セミナ の席上、予定される会議についての彼の考えを明らかにし、圧倒的支持 宗教界の有力者など約四○名であった。アサートンは、この予備相談会 リのロス (G.A. Johnston Ross)、クラーク大学教授ブレー クス 太平洋地域の問題に縁故経験の深いアメリカの学会、教育界、実業界、 (G.H. Blakeslee) が仮委員となって開かれ、参加者は国際関係、

そのことは、この予備相談会において議決された次の二つの大綱 アサートンの考えが反映されていることにも示されている。 ことの可能性を議すべし……… 布哇の会議に於て、会議の目的遂行の為めに常設機関を設立する の中

布哇会議の実行方法に関する提案

変遷の詳細等の説述あるようにすべきこと……… 地方に於ける共通の利害、沿岸諸国に於て過去十四年間に起れる すること、会議中多数の講演により太平洋の位置、太平洋一帯 予め慎重に蒐集せる事実に関する参考資料を利用し得る様に準備 会議は論争的なるよりも寧ろ報道的教育的なるべきこと、会議 を重視する方針とし、差異分岐の点のみを注視せざるべきこと、 会議のプログラムは各国民間に利害若しくは興味の共通なる点

て、 従って、 これらの大綱は、ハワイの中央執行委員会に提出され、了承され ハワイ会議の枠組が形成されたといえる。 エール・クラブにおけるアメリカ本土の予備相談会の場におい

げられる。 チェルダー 会計グラインス (Stanley E. もとに、アメリカ本土側の委員会がニューヨークに組織されたことがあ たとえば、執行委員は委員長にウイルバー、 右の予備相談会の一つの成果として、ウイルバーのリーダーシップの (H. P. Fairchild)、フォーブズ (W. C. Forbes)、グリーン (James それは、 (Charles C. Batchelder)、ブロックマン、 執行委員と評議員合わせて三二名から成っていた。(ヨ) Glines)、書記カーター、 副委員長ブレークスリー、 委員として、バ フェアチャイ

E.D. Greene)、マーティン (M.W. Martin)、プリンプトン (George A. Plimpton)、ロス、スピアース、ウイルソン (George G. Wilson)によって構成されていた。また評議員は、ウイリアムズタウン政治学会の基って構成されていた。また評議員は、ウイリアムズタウン政治学会の基のでは、 (Lawrence A. Lowell) を含む一七名で構成されていた。

まとめたことにみることができる。 まとめたことにみることができる。 まとめたことにみることができる。 まとめたことによることができる。 まとめたことによることができる。 まとめたことになることができる。 まとめたことになることができる。 まとめたことになることができる。 まとめたことになることができる。 まとめたことにみることができる。 まとめたことにみることができる。 まとめたことにみることができる。 まとめたことにみることができる。

加する。いかなる組織の代表としてではなく、あくまでも個人として会議に参いかなる組織の代表としてではなく、あくまでも個人として会議に参である。会員は、太平洋地域の問題に関心を持つ男女の会員からなる組織IPRは、太平洋地域の問題に関心を持つ男女の会員からなる組織

助される額によって決定されよう。
「「中Rの事業規模と事業に用いられる財源は、主に組織の形態と接

国際的友誼を深め、もって関係諸国の発展に建設的な寄与をなしえよ徳、宗教といった分野の状況を改善すべく研究することなどによって、改善を主張すること、個人的交際そして経済、教育、社会、政治、道的調和や好感情を妨げる傾向のある現行の法律上行政上の諸手続きの的調和や好感情を妨げる傾向のある現行の法律上行政上の諸手続きの的調和や好感情を妨げる傾向のある現行の法律上行政上の諸手続きのい調和の対象といいのでは、国際的に重要な事実を蒐集し、明らかにす

いい気状してる。際関係における難問の解決や援助のための建設的手段を発展させるこ際関係における難問の解決や援助のための建設的手段を発展させるこれは、国

つ他の組織との協力も行うであろう。 つ他の組織との協力も行うであろう。 な最善かつ影響する所の大きい成果を収めるために、同様の目的を持源が許す限り、これを行う。そうした事業すべてにわたって、IPRの方法についての調査は、究極的には極めて重要であるが、当面は財物学的、社会学的影響や財政上困窮をきたしている国に融資する最良純粋に学術的な科学的調査、たとえば異人種間の結婚のもたらす生

中国などを訪れたことにも示されている。いての説明、参加要請、打合わせなどのためにニューヨークから日本やさらに、モーリス、モット、ブレークスリー、ウイルバーらが会議につてメリカ本土側の委員会の影響力が次第に増大することに関しては、

ハワイ会議

3

原田助、 題調査会」へと変更し、会議をまったくの独立組織とすることを明らか民族の諸問題に関する会議」からウイルバーが用いたように「太平洋問 ラリア、ニュージーランド、フィリピン、ハワイのYMCAに対し、 にした。そして、日本、アメリカ本土、中国、朝鮮、カナダ、オースト 熟すことになった。 を担当したのは、アサートンを中心にハワイ大学総長ディーン、 向けて、数個の小委員会を設け、事務の分担を明確にさせた。その分担 せるように改めて招待状を発送した。こうして、IPRハワイ会議は、 (Punahou School)で開催される運びになった。中央委員会は、それに 々男子二○名、女子五名を越えざる非凡な代表者をハワイ会議に参加さ 九二五年七月一日から二週間にわたってホノルル効外のプ ナ フ 学 校 ハワイ会議の計画は、これまでにみた経緯を経てようやく実現の機を ウエーヴァー、 ホノルルの中央委員会は、 ルーミス、李紹昌の六名である。 会議の名称を「太平洋諸

きるように指導権を放棄した。
IPR設立の構想や目的に感銘し、IPRが独立した団体として活躍で期の宗教的目的から逸れていったにもかかわらず、YMCAの指導者はなお、既にみたように、IPRの準備過程において、会議の目的が初

た。従って、招等を受けて全国ファー(28)対処するためには正確な情報の交換と冷静な討議が重要と信じられてい対処するためには正確な情報の交換と冷静な討議が重要と信じられてい 体(Group)を組織しハワイに派遣した。 問題についての主張を行う機会が得られるとの判断に基づいて、代表団 ハワイ側のこのような動きに対して、太平洋に臨接する諸国の間では、

そして中国の不平等条約撤廃問題であったが、その他にフィリピン、 り二週間にわたって開催された。関心の中心は、人種問題、移民問題、 民間レヴェルでの接触と友誼を深めることができたこと、各国の新聞社 裏付けられた充実した討議が行われたとはいいきれない面もあったが、 ラムについての各代表団体の準備不足から、必ずしも十分な予備知識に 稿の目的から逸れるため別稿に譲ることとしたい。会議自体は、プログ 鮮の独立問題などについても触れられた。これらの討議については、 から、全体としてみた場合には、成功裏に幕を閉じることができたとい 組織としての存在及び事業を行う上で必要な資金を調達できたことなど などからの注目を集め宣伝効果をあげることができたこと、民間の独立 ハワイ会議は、全体討議、円卓会議そして公開講演の形式で、予定通 朝 本

- 料刊行会、一九六一年)第三七巻、四六一頁参照。 平洋諸国民の接触問題と将来の提携について考究することと改め、 いては、渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』(渋沢栄一伝記資 中央事務局等においては「軋轢」の表現は用いられなくなった。この件につ を力説するのを止める旨が述べられている。事実、それ以後、準備委員会、 てた書簡の中では、会議の雰囲気を円満なものとするために、その目的を太 なお、一九二四年七月二四日付のアサートンから埴原正直駐米大使に宛
- (∞) Honolulu Session p. 12 参照。
- 3
- (4) 高木八尺「太平洋関係調査会の設立に就て」(『外交時報』一九二五年一 ○月一五日号、 第五三巻、六一頁)参照。

Hooper, op. cit., p. 111 参照°

5

- 6 Honolulu Session, pp.
- 7 沢柳、前掲書、二頁。
- 8 同右書、二一三頁。
- 9 Hooper, op. cit., p. 111
- 10 Ibid.
- $\widehat{11}$ Ibid.
- 沢柳、 前掲書、
- 13
- 12 $\widehat{14}$ Honolulu Session, pp. 26-27. 同右書、五頁。
- 15 竜門社、前掲書、四五五、四六四頁参照。 々の出席を得んよりは、非凡なる代表者」「第一流の有力者」を要請した。 あるものとするために、出席者については、 各国のYMCAに対しても同様のことと思われるが、会議をより内容の 「力量及勢力に於て平凡なる人
- (16) 日本側は、当初IPRを太平洋問題協議会と呼び、 呼ぶようになったのは、一九二五年七月のハワイ会議(第一回)が終了して からのことである。 太平洋問題調査会と
- (17) Hooper, op. cit., p. 113 参照。
- (1) 緒方貞子「国際主義団体の役割」(細谷千博・斎藤真・今井清一・蠟 版会、一九七一年、第三巻、三一三頁)参照。 道雄編『日米関係――開戦に至る一〇年(一九三一―四一年)』 東京大 学 出
- (1) 代表団体を Delegation という名称を用いないで単に Group とし、派 ることを期待したことによる。この件については、沢柳、前掲書、 は、個人の資格において各々IPRの会員として共通の目的のために貢献す 遺代表員を呼ぶのも Delegate と言わずに member という名称を用いたの
- (2) IPRの一九二五年度の予算は、全体で七五、〇〇〇ドルで、 二五、七〇〇ドルがハワイで調達され、二五、〇〇〇ドルがアメリカ本土に 補われた。その残りは、七ヵ国の各国IPRで負担した。日本の場合は、ハ ワイ会議への参加費用が三〇、〇〇〇円であった。その費用は、外務省補助 おける個人、協会、ロックフェラー、カーネギーといった財団などの寄付で 二〇、〇〇〇円、三井・岩崎家よりの補助五、〇〇〇円、渋 沢 栄一の 補 助 その中の

前掲書、三九頁と竜門社、前掲書、四八五頁参照のこと。て集めた四、○○○円、計三○、○○○円でまかなわれた。詳しくは、沢柳・一、○○○円、それに渋沢栄一が日米関係委員会会員八名に補助を呼びかけ

ポ三章 IPRの制度化

IPRの恒久化

要領が決定された。 要領が決定された。 要領が決定された。 また、この場において甲太平洋問題調査ことが満場一致で決議された。また、この場において甲太平洋問題調査の中で、永続的組織委員会の報告に基づいてIPRを永続の組織とするのか、七月一一日午前の全体会議において諸委員会の報告が行われ、そのにエール・クラブでの予備相談会において議決されていたことであ

甲インスチチュートの目的及活動の範囲

めに、会合し協同する団体なり。 者たる資格を以てせず個人として関係諸国民の福祉を増進せんが為地方に対して深き興味を有する男女が政府又は其の他の団体の代表一、「太平洋問題調査会」Institute of Pacific Relations は、太平洋

際的友誼の増進を図ること、等に力を注がる可し。 際的友誼の増進を図ること、等に力を注がる可し。 際的友誼の増進を図ること、等に力を注がる可し。 際的友誼の増進を図ること、等に力を注がる可し。 際的友誼の増進を図ること、等に力を注がる可し。 際的友誼の増進を図ること、等に力を注がる可し。 際的友誼の増進を図ること、等に力を注がる可し。 際的友誼の増進を図ること、等に力を注がる可し。 際的友誼の増進を図ること、等に力を注がる可し。

することに直接の援助とならんことを期す。期し、依之国際関係の難問を除去し、又有用なる建設的手続を画策四、「インスチチュート」は其の活動を常に実際的ならしむることを

政の許す限り学術的探究の遂行を企つ可し。て探る可き借款の最良方法、等の如き問題に就き本調査会は其の財生理学的及社会学的結果、或は資金を要する国に貸付をなすに当りは純学術的の意義を有するのみなる問題、例へば異人種間の雑婚のは、科学的研究にして其の窮極の価値は甚大なりと雖も、現在に於て

にして徹底的なる効果を収むる事を期す可し。似の目的を有する機関ある時は此と協力し、かくする事に依り最善六、「インスチチユート」は其の活動の如何なる方面に於ても他に類

乙インスチチュートの組織

に当らしむる事。 に当らしむる事。 たのが如き要綱に基き永続的なる「太平洋問題調査会」の組織の任いは自ら欠員を補欠する権限を与へ)而して此の委員会をして以下掲に自ら欠員を補欠する権限を与へ)而して此の委員会を任命し(之一、F・C・アサートン、鶴見祐輔、温世珍、I・ネルソン及びR・

二、「インスチチユート」の主要の活動及び役員任命の権 限 は 定 期

(成る可く二年毎に開かるる会議)に在するものとす。

以後は会議毎に同様の方法に依り次回迄を任期とする評議員を選任名すべし該「評議員会」は次回の会議迄其の職を務むべく、第二回、臨時組織準備委員会は「インスチチュート」の最初の評議員を指

般に中央にありて交換所の役を務む。 Secretariat 及び成るべくは「調査事業主任」Research Director を置き、実際事務に当らしむ。之等の機関は小雑誌を出版し、参考書目録を調製発行し、或は調査委員会を組織し、会議を召集し其他一日報を調製発行し、或は調査事業主任」Research Director を設定する。

五、「インスチチユート」の評議員会が任命されたるときは、調査の

丙財政の計画的の遂行の為めに夫々の団体 Group の組織を務むべきものとす。必行、会議の出席者の選択、其他一般に「インスチチユート」の目

を設けて資金の準備をなすこと。につとめ、且将来の会議等に関し今回の会議の経験に基き別に予算にのとめ、且将来の会議等に関し今回の会議の経験に基き別に予算が見積り五ヵ年分丈けを経営費に充つる基金として調達すること

限あるものとす。一、「評議会」は正当と認むる調査事務に対し資金の寄付を受くる権

2、IPRの組織

メリカ、中国の三カ国である。以上に加えて、地方的にハワイ、京城、 とになった。それらの中、 リントン、オークランド、クライストチャーチの三ヵ所に組織されるこ トロント、バンクーバーの三カ所に、ニュージーランドにおいてはウエ メルボルンとシドニーの二カ所に、カナダにおいてはモントリオール、 命した。また太平洋に臨接する諸国におけるIPRの設立にも努力した。 研究部主任としてニュージーランドのコンドリフ (J.B. Condliffe) を任 を開催し、幹事としてルーミスとデイヴィスを任命し、さらに後には、 までに、中央委員会はホノルル、サンフランシスコにおいて計三回会議 議のための資金を集め、その準備を行うことを任務とした。一九二七年 員会(Pacific Council)を創立し、事務所を開設し、二年後の第二回会 る臨時組織準備委員会に委ねられた。この委員会は、具体的には中央委 珍、I・ネルソン (I. Nelson) 及びウイルバーの五名によって組織され その任務は、右規約乙第一項に基づいて、アサートン、鶴見祐輔、 ュージーランドにおいてIPRが組織され、オーストラリアにおいては たことは、IPRを恒久的機関とすべく組織の確立を図ることであった。 その間に、日本、アメリカ本土、中国、カナダ、オーストラリア、ニ 要領の決定によって、IPRの輪郭が明確化された。次に必要とされ 統轄的中央機関が設立されたのは、日本、ア

マニラにおいても調査会が組織された。

を統轄する機関となった。その理事は以下の人々であった。ecutive Committe)の代表者によって 中央理事会が 組織され、IPRこれら各国のIPR理事長とハワイの中央執行委員 会(Central Ex-

争長 ウイルバー(アメリカ)

副理事長 アサートン(ハワイ)

マカラム (オーストラリア)

余日章(中国) ボールデン(カナダ)

余日章 (中国)

井上準之助(日本)

アレン (ニュージーランド)

である。て任命した。こうして、太平洋問題調査会の組織は一応の完成をみたのとし、その他ハワイ在住の人々を委員とする中央執行委員会委員を改めとし、その他ハワイ在住の人々を委員とする中央理事会は、JPRの実務執行を目的として、委員長をアサートン

された。これに出席した各国の代表者は次の通りである。ィエト、メキシコ、南米諸国、蘭領東インド)の検討などの問題が協議規約、会費の分担、理事会役員選挙、参加を新たに勧誘すべき国(ソヴにわたって、都合五回開かれ、次回会議役員及び開催地の決定、事業、中央理事会は、一九二七年七月の第二回ハワイ会議開催前から会期中

(雾 州)

エフ、ダブルユー・エッグルストーンヴィクトリア前鉄道大臣、

検事長

ミス・パーシャ・シー・キャンベル ニューサウス・ウエールズ

産業委員会研究部員

ヤヤナダ)

サー・アーサー・カレー 前カナダ出征軍総指揮官、現マギル大

学総長

ジョン・ネルソン キャナダ・サン生命保険会社

陳 余

中国基督教青年会全国協会総幹事

(英

ライオネル・カーティス サー・フレデリック・ホワイト 英国国際問題協会幹事長 前印度国民議会議長

(ハワイ)

フランク・シー・アサトン キャッスル・クック会社副社長支配

本

沢柳政太郎 (七月二二日以後は石井徹代る)

(ニュージーランド)

ヒュー・シー・テネント (後ウォールター・ナッシュ氏代る。

ニュージーランド労働党幹事)

レイ・ライマン・ウイルバー スタンフォード大学総長

イー・シー・カーター

此外幹事長ジェー・マール・デヴィス、幹事チャールズ・エフ・ル 北米合衆国太平洋問題調査会名誉幹事

なお、それ以後の太平洋問題調査会の活動に大きな意義を持つことで ーミス、調査部主任ジェー・ビー・コンドリンフ列席す。

あるが、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド(以上イギリス自

とする王立外交調査会(Royal Institute of International Affairs)が 治領)の要望に基づいて、イギリスにも調査会への勧誘状が出された結 第二回ハワイ会議からチャタム・ハウス (Chatham House) を本拠

団体として加入することになった。(6)

PRの基本規約

-央理事会で協議された問題の中、 太平洋問題調査会規約制定の問題

> 委員会では、中央執行委員会の作成した草案を基礎に検討を行った。し 柳賢三の五名から成る規案起草委員会が組織されることになった。起草 これに基づいて、アーサー、カリイ、グリーン、ディヴィス、洪業、高 主な条項は次の通りである。 ダの各首席代表によって署名された。「太平洋問題調査会基本規約」の 中国、アメリカ、イギリス、 案を作成した。これは、中央理事会に提出され、多少の修正を加えられ かし、この草案がいささか詳細すぎるとの判断に達し、さらに簡単な草 小委員会を組織し、これに検討を委ねることが適当との結論にいたった。 成果を基礎に前後数回にわたって研究討議を重ねた結果、専門家による の会員の援助を得て規約の起草作業を行っていた。中央理事会は、その 回ハワイ会議開催の数カ月前から、幹事長以下中央執行委員は、ハワイ 第一回のハワイ会議以来残されていた懸案であった。 完成をみ、七月二九日の中央理事会の最後の会合において日本、 オーストラリア、ニュージーランド、カナ 従って、

太平洋問題調査会基本規約 (抜粋)

第一条 名

本会ノ名称ハ太平洋問題調査会トス

第二条 目

本会ハ太平洋諸国民ノ相互関係改善ノ為メ其事情ヲ研究スル コト ヲ

第三条 会

、太平洋問題調査会ハ本規約ニ代表者ノ氏名ヲ付記セル国家単位 及び将来本規約ノ定ムルトコロニヨリ会員トシテ加入スルコトア ルヘキ他ノ国家単位ヨリ成ル右ノ構成ニ就テハ本規約ノ他ノ条項

ノ適用ヲ受ク

二、本条第一項ニ所謂国家単位トハ太平洋内ニ存シ又ハ之ニ臨※或 否トヲ問ハズ)ヲ有スル主権国又ハ自治国内ニ存スル本会ノ為メ ハ又太平洋内ニ自治領・植民地・属領・領(委任統治地域タルト 組織セラレタル国内理事会又ハ本会ト同様ノ目的ヲ有スル団体

ヲ組織スルコトヲ得至ラサル有資格国ニハ中央理事会ノ承認ヲ経テ独立ノ地方的団体準スル団体(以下国内理事会ト呼フ)ヲ有ス国内理事会ヲ作ルニ認加入セラルルモノヲ云フ各組成国ハ一個ノ国内理事会又ハ之ニニシテ本規約ニヨリ組織セラルル中央理事会ニヨリ会員トシテ承ニシテ本規約ニヨリ組織セラルル中央理事会ニヨリ会員トシテ承

コトヲ得議ニ於ア本条第二項ニ規定スル有資格国内ニ存スルス、本会ノ諸会議ニ於が其代表及ヒ参加準備ノ為メ右諸団体ト直接ニ交渉ヲ為スメ中央理事会及ビ事務局ハ右国家ノ国内理事会ノ同意ヲ得テ諸会異レル人種的又ハ地域的諸団体ノ完全ナル自己表現ヲ奨励スル為二、本会ノ諸会議ニ於テ本条第二項ニ規定スル有資格国内ニ存スル

(第四項省略)

第四条 中央理事会

事ハ各々一票ノ表決権ヲ有ス員会議長ヲ以テ組織セラル中央理事会之ヲ統轄ス中央理事会ノ理人、本会ハ各国内理事会ニ依リ任命セラレタル一人ノ理事及ビ評議

理事会ノ書記トシテノ職務ヲ行フ
・中央理事会ハ本会ノ事務局長及ビ会計主任ヲ任命ス事務局長ハ中央
・大ノ定時会議ノ終了又ハ其後任者ノ選任アルマテ其職務ヲ行フ中
・大ノ定時会議後ノ延期会合ニ於テ理事会ニ依リ選任セラレ
・会議中又ハ定時会議後ノ延期会合ニ於テ理事会ニ依リ選任セラレ
・大ノ定時会議後ノ延期会合ニ於テ理事会ニ依リ選任セラレ
・大ノ定時会議との主義長のと副議長ハニの議長の主義長の主義長の主義長の主義長の主義長の主義長の主義により、一、中央理事会ノ役員ハ議長第一副議長第二副議長ヨリ成ル右議長

ヲ招集スラサル電報予告又ハ二ケ月ヲ下ラサル郵便予告ヲ与ヘテ臨時会合ニ於テ之ヲ開ク理事会議長ハ理事三名ノ請求アル時ハ十五日ヲ下三、中央理事会ノ定時会合ハ本会会議ノ期間中会議ノ行ハルル場所

(第四項省略)

五、京長、国・支那・日本及ヒ北米合衆国ノ理事・代理理事又ハ代員ヲ含ム五、中央理事会ノ定足数ハ四人ヲ下ルコトヲ得ス右定足数ハ英連邦

過半数ノ表決ニョリ之ヲ決スハ、本規約ニ別段ノ定メナキトキハ中央理事会ノ行動ハ出席理事ノ

(第七項省略)

第五条 事 務 日

活動ノ統轄監督又ハ遂行ニ妥当ナル役員ノ補助ヲ受ク対シ其責ヲ負フ事務局長ハ理事会ノ諸方針及ヒ諸規則ニ従フ本会諸ハ事務局長之ヲ統轄シ事務局長ハ事務局ノ活動ニ就キ中央理事会ニ事務局ハ中央理事会ノ機関ニシテ本会事業ノ遂行ヲ目的トス事務局

第六条 評議員会

ト思惟スル権限ヲ委任スルコトヲ得理事会ハ評議員会ニ適当員会ノ意見ヲ徴シ其補助ヲ求ムルコトヲ得理事会ハ評議員会ニ適当中央理事会ハ評議員会ヲ任命ス事務局長ハ其職務ノ執行ニ就キ評議

理事会議長ニ報告ヲナスコトヲ要スノ請求アルトキハ何時ニテモ本会ノ事務執行及ヒ諸活動ニ関シ中央ノ地ニ居住スルコトヲ要ス評議員会ハ少クモ六ケ月ニ一回又理事長合ニ出席シ且本会ノ事務ノ情況ヲ知悉シ得ルニ充分ナル事務局近接ヲ代表スルコトヲ要ス但シ少クモ三人ノ評議員ハ評議員会ノ定時会右評議員会ヲ構成スル者ハ成ルヘク中央理事会ニ理事ヲ有スル諸国

第七条 会 議

理事会ハ臨時会議ヲ招集スルコトヲ得会議ノ場所ハ理事会之ヲ定会ノ意見ニヨリ随時招集ノ時期ヲ変更スルコトヲ得定時会議ノ外一、本会ノ会議ハ一定ノ期間ヲ隔テ中央理事会之ヲ招集ス但シ理事

ニ於ル国内理事会ト協力シテ事務局長之ヲ行フ二、会議ノ準備ハ日程其他ノ準備委員会及ヒ会議ノ開カルル地域内

独立ノ地方的団体之ヲ任命ス出席員数ノ割当ハ中央理事会之ヲ定一、定時会議ノ出席員ハ第三条ノ三項ノ場合ヲ除キ国内理事会及ヒ

第八条 財 務

サルルコトヲ要ス会ノ国際的管理ヲ成ルヘク完全ニ保全スル方法及ヒ程度ニ於テ為会ノ国際的管理ヲ成ルヘク完全ニ保全スル方法及ヒ程度ニ於テ為一、本会ノ費用ハ国際予算ニ依テ之ヲ支出ス国際予算ニ対スル出資

(第二項省略)

ハ理事会之ヲ統轄ス三、本会ノ財算ハ中央理事会ニ帰属シ其資金ノ管理支出及ヒ其計算

(第四項省略)

第九条 付則及ビ細則

ノ事務ノ執行ニ就キ付則及ヒ細則ヲ設クル権限有ス中央理事会ハ本規約ノ規定ニ抵触セサル限リ理事会ノ事務及ヒ本会

(第十条省略)

第十一条 批 准

ル役員之ヲ認証シテ事務局ニ登録スヘシケス本規約ノ批准スル各国内理事会ノ表決ハ右国内理事会ノ権限ア事会中之ヲ批准セサルモノアルモ他ノ規約当事者間ニ於ル効力ヲ妨本規約ハ各国理事会之ヲ批准シタルトキヨリ効力ヲ生ス但シ国内理

- (1) 沢柳、前掲書、四○−四三頁。
- 七一頁)参照。 (2) ホノルルYMCA会長のデイヴィスが、ハワイ会議終了 後、名 国 支 部へカルルYMCA会長のデジア研究と日本⑴」(『アジア経済』一九七八年四月号、第一九巻四号、(National Council)の設立を協議するために日本、中国、オーストラリア、(2) ホノルルYMCA会長のデイヴィスが、ハワイ会議終了 後、名 国 支 部
- (3) 斎藤惣一「中央理事会(PACIFIC COUNCIL)及びその事務局」(井上

準之助編『太平洋問題』日本評論社、一九二七年、一二頁)参照。

- (4) 同右書、一二—一三頁参照。
- (5) 同右書、一四—一五頁参照。
- (6) なお、IPRの会員の単位は、原則的には国家単位(National Unit) 「長数のこと。
- 前掲書、六一―六八頁)(7) 高柳賢三「②『太平洋問題調査会』の規約、及び会の活動方針」(井上、
- 七二頁参照のこと。

 七二頁参照のこと。

 七二頁参照のこと。

 七二百参照のこと。

 七二百参照のこと。
- (Φ) San Francisco Business, August 12, 1925.

結論

びとしたい。

いとしたい。

は上、IPRの成立経緯、目的、組織を中心に考察してきたが、それ以上、IPRの成立経緯、目的、組織を中心に考察してきたが、それ

トの精神の普及をはじめとする共通の諸問題を討議する会議の開催を提務局が太平洋地域のYMCAの指導的地位にある人々を招集し、キリスこれまでみたように、IPRは、一九一九年にアメリカのYMCA事

を得なかったのである。 を得なかったのである。 を得なかったのである。 を得なかったのである。 を得なかったのである。 を得なかったのである。 を得なかったのである。 を得なかったのである。 を得なかったのである。

立されたのである。従って、 そして、世論の啓蒙に努めること、以上を目的とする民間のIPRが設 合わせて友誼を深めるために、およそ隔年毎に国際会議を開催すること、 濶達な意見の交換と比較国際研究を行い、問題の本質を見極めんとし、 て常時科学的に調査研究すること、そしてその成果を持ち寄って、 係の改善を目的とし、諸国民間に存在する現実の問題を各国支部におい 及と第一次世界大戦の与えた教訓それにデモクラシーの風潮であった。 制定などの作業がなされたが、IPRの目的の性格を形成する上で大き 決定をみた。この決定に基づいて、中央組織と各国支部の設立、 が開催され、その際の決議によって、IPRを永続的機関とすることが な意義を持ったのは、 それらの影響を受けて、太平洋地域に利害関心を有する諸国の相互関 こうして、一九二五年七月一日から二週間にわたってホノルルに会議 右の太平洋の情勢の深刻化に加えて科学思想の普 IPRが取扱う問題は、 政治、 規約の 外交

その時々の重要事項を友誼の精神に基づいて腹蔵なく論議を尽くそうと設け、常時研究を行い、およそ隔年に一度国際会議(大会)を開催し、握することにある。その特色としては、各国に支部―各国の調査会―をように、科学的調査研究を行い、太平洋の諸問題に関する事実関係を把よりに、科学的調査研究を行い、太平洋の諸問題に関する事実関係を把よりに、利学的調査研究を行い、太平洋の諸問題に関する事実関係を把

宗教など広範囲にわたることになった。

会員が個人の資格で行うべきこと、などである。 会員が個人の資格で行うべきこと、などである。 を、また各国の政府に対して提言したり、世論の啓蒙に尽力することは際会議においては、IPRとしての決議のようなものを一切行わないこと、実業家、教育家、労働運動家、マスコミ関係者など幅広いこと、国家、実業家、教育家、労働運動家、マスコミ関係者など幅広いこと、国場では低いこと、従って、会員はあくまでも個人の資格で参加し、討議のではないこと、 IPRは民間の調査機関であり、各々の国家を代表するものすること、IPRは民間の調査機関であり、各々の国家を代表するものすること、IPRは民間の調査機関であり、各々の国家を代表するもの

「IPRの運営にあたった。
会が設置され、IPRの運営にあたった。
遂行のために、ホノルルに三大機関として中央理事会、事務局、評議員れらの諸国の理事会がIPRの会員を形成した。同時に、IPRの事業別の利害関心を有する国家もしくは自治領内に一つの支部を設置し、そ別の利害関心を有する国家もしくは自治領内に一つの支部を設置し、その設置され、IPRの組織については、基本的には太平洋に臨接するか同地域に格

れを決定した。 国際会議は原則上隔年に開催され、開催地については中央理事会がこ

動を継続することになると予想していたかは、疑問である。当時に、一体どれだけの者がその後一九六一年までの長きにわたって活以上で、IPRの基本像が明らかにされたことと思うが、IPR設立たり、中央の国際予算に分担金を出資する義務を負うこととされていた。会計については、各国の理事会が寄付等の出資を求めて財政運営にあ

て平坦なものではなかった。
ーシズムの洗礼などに象徴されるように、IPRの歩んだ軌跡は、決しら四○年にかけてのIPRを取り巻く国際環境の深刻化や戦後のマッカならず、またとりわけ満州事変から太平洋戦争にいたる一九三○年代かならず、またとりわけ満州事変から太平洋戦争にいたる一九三○年代かに間機関であるだけに活動を継続するためには資金の調達を行わねば

調査研究と友誼とに裏付けられた討議がなされず、各々の会員の属する月のヨセミテにおける国際会議の際に、IPRが本来目的とした実証的IPRの『政治化』傾向の顕在化をもたらした。例えば、一九三六年八国際情勢の深刻化は、IPRの国際会議における討議にも反映され、

に日本側も自国の政策を擁護することもあった。時の日本は「火の瀑布の下」に立たされたのと同然の状況に置かれ、逆がなされた。那須皓の言によれば、「歪曲せるレンズ」で眺められた当国家の見解を反映した形で満州事変以降の日本の大陸政策への批難攻撃

自由主義的国際主義者の努力と友誼の精神の所産であったといえよう。ら、ある意味では極めて素朴ともいえる目的と、それを維持せんとしたは、科学的調査研究を行い、それを通じて友誼と相互理解を深めるといたことを意味した。それにもかかわらず、IPRが活動を継続し得たのこうした状況は、IPRの本来の目的と現実の姿との間に乖離の生じ

(2) 同右書、一七八頁。 問題』日本国際協会、一九三七年、一八一頁)。 問題』日本国際協会、一九三七年、一八一頁)。

Beginning of "An Adventure in Friendliness"

---Establishment of the Institute of Pacific Relations in 1925-

Nobuo Katagiri

Summary

The Institute of Pacific Relations (IPR) originated from the YMCA movement was established in July, 1925 in Honolulu, Hawaii. This period suffered from bitter and growing frictions between Asia and the West. They were caused not only by incompatible political and economic interests, but also by racial antagonisms and cultural conflicts. For instance, the United States Congress had passed the Oriental Exclusion Act in 1924, which wounded Asian sensibilities and aroused anti-American feelings especially in Japan. The Chinese Nationalist revolution led by SunYat-sen was powerfully growing and anti-foreignism directed against the Western Powers was widespread in China.

Aware of the gulf between Asia and the West and eager to throw a bridge across it, a group of men and women devised the idea of holding a non-official conference of leaders personally based from Pacific countries to discuss the problems of mutual concern.

The first IPR conference was held in Honolulu in July, 1925. Its 150 members came from Hawaii and the American mainland, Japan, China, Korea, the Philippines, Canada, Australia and New Zealand. They presented each diverse background and attitude. But they had a common belief that if they could get together for friendly, frank discussion of the problems in the Pacific, these problems might prove to be less difficult than they seemed. Afterwards IPR continued its activites untill 1961 under drastically changed international environments.

This paper focuses on the process of the establishment of the IPR and its objectives and organization. Through this work, the author attempts to describe the fundamental figure of the IPR.